別表特定非営利活動法人ＥＳＡアジア教育支援の会の項中「吉田　直哉」を「淺田美知子」に改め、同表特定非営利活動法人カルチャーナイト北海道の項中「辻井　達一」を「山本　強」に改め、同表特定非営利活動法人高麗博物館の項中「山田　貞夫」を「原田　京子」に改め、同表特定非営利活動法人タヤマ実践カレッジの項中「神奈川県横浜市中区山下町一九四番地横濱ニューポートビル二階」を「神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目二一番一八号」に、「矢崎　哲也」を「矢崎　美和」に改め、同表特定非営利活動法人チャイルドライン支援センターの項中「清川　輝基」を「太田　久美　神　仁」に改め、同表特定非営利活動法人難民を助ける会の項中「東京都品川区上大崎二丁目一二番二号ミズホビル五階」を「東京都品川区上大崎二丁目一二番二号ミズホビル七階」に改め、同表特定非営利活動法人日本ホルモンステーションの項中「井村　裕夫」を「中尾　一和」に改め、同表特定非営利活動法人乳房健康研究会の項中「霞　富士雄」を「福田　護」に改め、同表特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌテレコム支援協議会の項中「上原　清人」を「藤田　聰」に改め、同表特定非営利活動法人富士山を世界遺産にする国民会議の項中「特定非営利活動法人富士山を世界遺産にする国民会議」を「特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議」に改め、同表特定非営利活動法人Ｌｉｖｉｎｇ　ｉｎ　Ｐｅａｃｅの項中「東京都渋谷区渋谷一丁目一七番一号」を「東京都中央区月島四丁目一四番一一号九〇二」に改め、同表特定非営利活動法人ワンデーポートの項中「中村　　努」を「稲村　　厚」に改める。

○農林水産省告示第七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市狭間田字上根本二九二五の一（次の図に示す部分に限る。）、二九二七の一、二九二八の一・二九三二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市喜連川字大久保五四四七の一・五四五一の三・五四五二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四五二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字深倉山二二九一の一七、二二九一の二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深倉山二二九一の一七（次の図に示す部分に限る。）、二二九一の二二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字炭谷沢三七の二、四〇の一、四一、四二、一三〇四、一三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字炭谷沢三七の二・四〇の一・四二・一三〇四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字天神山七四六〇の一、七四六〇の二、七四六二から七四六五まで、七四六七、字滝ノ尻七四六六、七四六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神山七四六四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粕尾字三沼二一六六の一から二一六六の三まで、二一六七、二一六八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三沼二一六六の一・二一六七・二一六八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）